

## 規制料金として三段階料金を存続させることは経済的弱者の保護につながるか？

後藤 久典

電力小売全面自由化がスタートして約1年が経過した。電力・ガス取引監視等委員会で今年4月に示された競争評価では、電気使用量が多い需要家ほど料金削減率が大きい料金が提示され、小売電気事業者の変更も進みやすい可能性があるとされている。一方、電気使用量の少ない需要家では競争が進みにくいとの指摘も少なくない。

現状、電気使用量の少ない需要家は、規制料金に採用されている三段階料金の下、料金負担が軽減されている。2020年に予定される規制料金の撤廃に向けて、電気使用量の少ない需要家の多くは低所得等の経済的弱者であり、三段階料金が撤廃されると、経済的弱者への影響が大きいとして、規制料金として三段階料金を残すべきとの主張もあるが、これは適切な措置といえるだろうか。

### 【三段階料金により競争が歪められる可能性】

小売全面自由化後の経過措置としての規制料金は、競争が進まなかった場合の需要家保護を目的としている。三段階料金の下で、電気使用量の少ない需要家に限って、料金水準を低くし保護することは、規制料金の目的を超えている（本連載第111回参照）。

電気使用量の少ない需要家に対しても規制料金より低い料金は提供されているが、使用量の多い場合と比べて料金削減率は小さい傾向にある。三段階料金の存在により新規参入の余地が狭められ、競争が歪められている可能性がある。

競争促進の立場からは、三段階料金が競争を歪めているならば、撤廃されることが望ましい。

### 【三段階料金の経済的弱者保護効果は限定的】

弱者保護の立場から、電気の必需財的な側面を考慮し、規制料金としての三段階料金の撤廃に慎重になることも理解できる。

しかし、本来、弱者保護は社会福祉政策で対応すべき課題であり、加えて、三段階料金が弱者保護策として適切であるかどうかについても留意が必要である。

三段階料金が経済的弱者保護策として有効であるには、図に示すように、電気使用量が少なく低所得である需要家Aと、電気使用量が多く低所得でない需要家Dが大多数を占める必要があるが、実際には、世帯年収と電気使用量の関係は必ずしも強くない。一定の仮定の下で試算すると、三段階料金の下で電気料金の負担が軽減されていると想定される需要家のうち、半数以上は年収が低いとは言い難い（図）。

### 【ライフステージに応じた電気利用の影響】

電気使用量と世帯年収の関係が弱い背景には、ライフステージの影響がある。

低所得だが電気使用量が多い需要家（図のB）の多くは、高齢層であり、冷暖房機器等の利用率が高い傾向がある。

反対に、電気使用量が少ないが低所得ではない需要家（図のC）には、低所得でないが

使用量の多い需要家（D）と比べて、比較的若年層が多く、賃貸住宅に居住する割合が高く、住宅の延床面積が比較的小さいという特徴が見られる。また、冷暖房を中心に電気機器の利用率も低い。

【競争環境と電気利用実態に即した需要家保護】

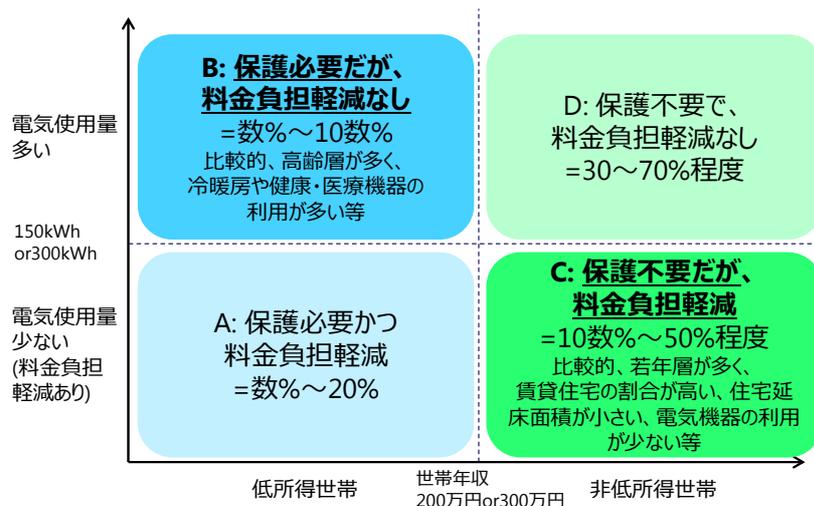
高齢化が進むわが国では、三段階料金を現行のまま存続させても、経済的弱者の保護につながらない可能性がある。

競争環境下における需要家保護については、時代とともに変わりゆく電気利用の実態に応じて柔軟に見直しつつ、最終的には社会福祉政策での対応を基本に、規制料金のあるべき姿とその存廃を検討していくことが肝要である。

電力中央研究所 社会経済研究所 事業制度・経済分析領域 主任研究員

後藤 久典／ごとう ひさのり

2005年入所。専門は需要家行動分析、マーケティング論。



(注)電力中央研究所需要家アンケート調査をもとに試算・分析。  
割合に幅があるのは次の理由による。(1)使用量や世帯年収をそれぞれ2通りの閾値で分類し、  
試算したため、(2)使用量が季節によって異なるため。  
詳細は電力中央研究所報告Y16005を参照。

図 電気使用量と世帯年収との関係